

令和3年第5回教育委員会臨時会議事録

令和3年3月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年3月24日（水）午後3時30分～午後3時46分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

庶務課長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 村 野 貴 弘

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 服務監察（事故監察）結果の報告について

目次

報告事項

- (1) 服務監察（事故監察）結果の報告について・・・・・・・・・・ 4

教育長 それでは、ただいまから令和3年第5回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本臨時会について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、報告事項1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、議事に入りますが、本臨時会の案件につきましては、事故監察に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 では、異議ございませんので、会議を非公開といたします。

それでは、報告事項の聴取をいたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「服務監察（事故監察）結果の報告について」私からご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和3年1月25日に、杉並区立松ノ木中学校給食室で発生した火災について、「杉並区教育委員会職員服務監察規程」第10条に基づき、発生直後から3月23日まで実施いたしました服務監察（事故監察）の結果を報告するものでございます。なお、調理職員についての服務監察は、「杉並区職員服務監察規程」に基づき、区長部局が行ったものでございます。

まず、関係職員につきましては、施設管理者としての校長、防火管理者としての副校長、そして調理職員の技能主任3名の計5名でございます。なお、松ノ木中学校の給食調理業務には、上記3名の調理職員のほか、技能長（調理）と会計年度任用職員（給食作業）が従事しておりますが、技能長は火災当日に不在であり、また、会計年度任用職員は火を取り扱う業務に直接関与していなかったことから、関係職員からは除いてございます。事故の概要や事故の及ぼす影響については、この間の教育委員会でもご報告をさせていただきましたが、記載のとおりでございます。

次に、揚げ物調理及び回転釜の使用における留意点としまして、「東京都火災予防条例第3条の2」では、「揚げ物調理をする厨房設備にあつては、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等を設けること」と規定されており、松ノ木中学校の給食室には過熱防止装置付き回転釜が1台、装置のない回転釜が4台設置されておりましたが、火災当日は、装置のない回転釜を用いて「あげパン」の調理が行われたものでございます。また、区の「学校給食の手引き」では、「揚げ物を調理する際には過熱防止装置付き回転釜を使用すること」を注意事項として明記しており、火災当日は、過熱防止装置付き回転釜を使用して「あげパン」の調理を行い、装置のない回転釜を使用して「肉団子スープ」ほかの調理を行う予定でございました。このほか、「学校給食の手引き」では、「釜の点火後は火を止めるまで釜のそばから離れないこと」を安全・衛生管理のポイントとして掲げてございます。

次に、各職員の行動と火災発生との関係性についてでございます。まず、A技能主任につきましては、「あげパン」の調理を行う際、過熱防止装置のない回転釜に点火した状態のまま、打ち合わせのために休憩室へ移動しており、また、点火した事実を他の職員に伝えていなかったことから、火災発生の直接的な原因になったものでございます。

次に、B技能主任につきましては、C技能主任への「肉団子スープ」の調理に使用する釜の伝達の仕方が不十分だった点や、「肉団子スープ」の調理に誤って過熱防止装置付き回転釜が使用されていたことに気付いたにもかかわらず、そのまま調理を継続し、「あげパン」の調理に過熱防止装置のない回転釜を使用するよう促した点、さらに、別室での打ち合わせのために最後に給食室を退出した際に火元を十分に確認しなかった点、こういったことから間接的な原因の1つとなったものでございます。

C技能主任につきましては、B技能主任からの伝達を取り違えて理解し、過熱防止装置付き回転釜を使用して「肉団子スープ」の調理を開始したことが、結果的に過熱防止装置のない回転釜で「あげパン」の調理を行うことにつながった点で、間接的な原因の1つとなったものでございます。

そして、校長及び副校長につきましては、校長は給食実施の責任者として調理職員を指導監督する立場にあり、また、副校長は防火管理者と

して防火管理上の観点から職員を指導監督する立場にあることから、火災の発生を防げなかったという点においては、一定の指導監督責任があるものでございます。

最後に所見でございますが、本件については、慣れや慢心に起因する複数の人為的ミスが重なることにより発生しており、そのいずれかが遵守されていれば事故の発生を防ぐことができたと考えざるを得ないものでございます。事故はどの学校でも起こり得ることである、そういった前提に立ち、給食だけでなく、学校活動全体を通して、二度と同じ事故が起こらないよう注意喚起し、再発防止に取り組む必要があるとの所見となっております。

私からの説明は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

久保田委員 5番の項目のところで、各職員の行動と火災発生との関係性というのがございます。この(4)で、校長及び副校長と項目がありまして、校長、副校長に指導監督責任があるということで、全くそのとおりだと私も思うのですが。もう1つ、私が思うには、例えばほかの学校でいえば、今、調理が民間委託されている中で、基本的にその現場は、その業者さんのその現場で責任を負う体制ができていて、なおかつ、その現場を統括する会社というか、そこが責任を持っていろいろな研修とか注意等も含めてやっているのですよね。それを考えたときに、例えば、ここはまだ直営ですから区の職員ですよね。ということは、区が調理を受け持っているわけだから、ここの学校現場の責任、調理場の責任はもちろんそこにあるのだけど、ほかの学校も含めて、区としてどうやって、例えば研修とか、そういった注意事項も含めてなのですが、定期的なものを、区としてどのようにこれまでやってきたかということをお教えいただきたいと思えます。

学務課長 調理職員につきましては、直営だけではなく、委託業者についても区が研修を行っております。また、巡回指導というのを栄養士が行っております、それについては衛生管理も含めて、直営・委託関係なく行っています。ただ、全校に毎年行けているかというところは少し課題でございます、1日行くとなると、終日かかるような感じですので、そうするとやはり限られた学校しか見られないということなので、短時

間の現場のほうに行くというのも新たに作って、来年度以降につきましては、あらかじめ言うておいて行くのではなくて、少し突然行くような形も含めて対応していこうということで再発防止につなげていきたいと考えているところでございます。

折井委員 3番の事故の及ぼす影響というところで、復旧には6カ月以上を要するというところ。不注意、慢心が子どもたち何百人に対して影響が出てしまったというのは本当に残念です。細かいところなのですが、5番の各職員の行動と火災発生との関連性というところの、C技能主任というところでB技能主任からの伝達を取り違えて理解しているのは、これはどういうことなのでしょう。何を取り違えてしまったのでしょうか。

学務課長 本来は、B技能主任としては、肉団子スープはこの釜でやってくださいねと指示をしたつもりというか、前日の打ち合わせではそうなっているところを、間違えて受け取って、肉団子スープを、本来揚げパンを揚げる釜で調理を始めてしまったということなのです。

それからもう1つ、今は、一部分を家庭科室で作っているのですが、4月からは旧杉並第八小学校の給食室を利用しまして、そこで作って運ぶような形で対応する予定でございます。

折井委員 それでもう全部、給食は復活するというのでしょうか。

学務課長 復活というか、松ノ木中で給食を作るのは2学期になってしまいうのですが、1学期は旧杉八小で作ったものを運んできて、給食を提供する形で対応させていただこうと思っております。

折井委員 もう1点お伺いしたいのが、先日最初にこの件が扱われた際にも言及したかと思うのですが、私は揚げ物をするときに離れるのはとても怖くて本当にできないのですね。普通の炒め物でさえ無理なので、これ今回だけだったのですか。それとも、意外とこういうことが行われていたのが現状だったとか、その辺りの聞き取りはなさったのでしょうか。

学務課長 おっしゃるとおりで、油を30リットルも入れて、火を点けて全員いなくなるというのはあり得ないと思います。それも、火を点けたことを誰にも言わなかったから、言わなかったので気づいていなかったというのもあるのですが、それにしても最後に出る人がきちんと火元を確認してから打ち合わせに行かなくてはいけないというところもありますので。そもそも、過熱防止装置付きではない回転釜でやること自

体もおかしいですし、火を点けて誰にも言わないというのもおかしいですし、それが日常的に行われているということはないと思います。

折井委員 それは、聞き取りの中で、今までは一度も油の元から離れたこともないし、今まで一度も点けたよということをちゃんと行わないで行ったこともないと、本人たちはそうやって言っているのですね。

学務課長 油をたまたま錆が出てしまうために、そこで使ってしまったということはあるということですが、離れているということはないという聞き取りはしているところでございます。

伊井委員 今回のこのことは、直営とか民間に限らず、全部の学校の給食の方々にはお伝えされるのですか。

学務課長 すぐに注意喚起の通知は出させていただいて、全校に注意するようにというお知らせをしております。

伊井委員 それは、かなりインパクトあると思うのですよね。ちゃんと自分たちもやらなければとっていただけたと思うので。今後ともよろしくお願いいたします。

對馬委員 これがもし業務委託だったら、会社は、恐らくこの現場にいた人たち全員を、その現場に戻さないとと思うのです。やはり信用を失ったということになりますので、絶対に同じ人を同じ現場に戻すということはないと思うのですけれども、今、家庭科室で調理をされている方々は、この方々がなさっているのでしょうか。

学務課長 現在はまだ処分も出ていない段階なので、今いる職員で対応させていただいています。弁当と併用しながらやっている状況でございます。

對馬委員 4月からはそこに、これは教育委員会が人事異動をするのとは違うかもしれませんが、やはり違う人にするなり、やはりその辺が多分、見る人からするとちょっと処分が甘いのではないのか、そう見えてしまうことがあるのかなど。民間だったら多分あり得ないことだと思いますので。恐らく、もし民間委託しているような現場であったらば、現場を1つ落とすことになりますから、もっと慎重になっていたのではないかなど。その辺は甘いと言われてしまえばそうだったのかもしれない気もするのですけれども。その方々、4月からも同じ現場にお勤めになるのでしょうか。

学務課長 2名は退職して、再任用になりません。1名は今のところ残る

予定です。そのほかは変わるという形で考えてございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番についての質疑はこれで終わらせていただきたいと思います。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 以上で、本日の臨時会で予定されておりました日程は全て終了いたしました。教育委員会を閉会いたします。